

## 入札・契約関係書類等の押印の見直しについて

このことについて、「南部町押印を求める手続きの特例に関する規則」に基づき、法令等により押印が義務付けられているもの、受注者の意思確認や本人確認を厳格に行う必要があるものなどを除いて、下記のとおり入札・契約関係書類への押印の見直しを行います。

なお、競争入札以外の各課等にて発注する随意契約の案件についても同様の取り扱いとします。

### 記

#### 1. 実施時期

令和4年9月1日以降、提出される書類から適用します。

#### 2. 押印を省略できる書類

別紙「押印を省略できる主な書類」のとおり

#### 3. 対象外の書類

入札書、見積書、委任状、誓約書、契約書、請書、請求書

※上記以外の書類は押印を省略できるものとします。

#### 4. その他

1) この見直しは、提出書類の押印を省略できることとするものであり、従前のとおり押印した書類で提出することを妨げるものではありません。

2) 押印を省略する代わりに「責任者及び担当者の氏名及び連絡先」の記載を求められた場合には、各様式の余白部分に追記してください。

## 押印を省略できる主な書類

※令和4年9月1日現在

### 1) 入札・契約に係る提出書類

- ・入札参加資格審査申請書
- ・質疑回答書
- ・工事費内訳書、積算内訳書
- ・入札辞退届 ※書面発行に係る責任者及び担当者の氏名及び連絡先を記載
- ・契約保証金免除申請書

### 2) 建設工事に係る提出書類

- ・現場代理人兼務届
- ・技術者配置状況表
- ・工事工程表
- ・現場代理人等（変更）通知書
- ・建設業退職金共済証紙購入報告書
- ・中間前払と部分払の選択に係る届出書
- ・認定請求書 ※中間前払金関係
- ・説明書 ※建設リサイクル法関係
- ・工事休業届
- ・完成届
- ・引渡書

### 3) 業務委託に係る提出書類

- ・業務工程表
- ・監理技術者及び照査技術者（選任・変更）通知書
- ・再委託承認願
- ・完成届
- ・引渡書

### 4) 物品購入に係る提出書類

- ・同等品承認申請書
- ・納品書
- ・引渡書